



福岡県医発第803号(地)

平成15年 7月18日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関原 敬太郎



「災害共済給付の基準について」(昭和61年6月17日付け
日体健安業第340号)の一部改正について

今般、標記基準の一部改正が行われ、日本体育・学校健康センターより都道府県支部長へ通知がなされた旨日本医師会より連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件の改正は、近年、学校の管理下において、事件・事故やいじめ等により、精神的な疾患に罹患する児童生徒等が増加していることから、心的外傷後ストレス障害などの疾患、精神的な負担が継続的に加わったことにより発症したとみとめられる心因反応などの疾患などが給付の対象になったことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただき、学校医等への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。



(地Ⅱ57)

平成 15年 7月 9日

都道府県医師会学校保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

雪 下 國 雄



「災害共済給付の基準について」（昭和61年6月17日
付け日体健安業第340号）の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、「災害共済給付の基準について」（昭和61年6月17日付け日体健安業第340号）の一部改正が行われ、日本体育・学校健康センターより、各都道府県支部長宛に通知が出されましたので、その写しをお送り申し上げます。

改正の内容は、近年、学校の管理下において、事件・事故やいじめ等により、精神的な疾患に罹患する児童生徒等が増加していることから、心的外傷後ストレス障害などの疾患、精神的な負担が継続的に加わったことにより発症したとみとめられる心因反応などの疾患などが給付の対象になったことです。

この改正は平成13年4月1日以降に発生した災害に適用されます。

つきましては、本件に関しご了解いただくとともに、学校医等への周知方よろしくお願い申し上げます。





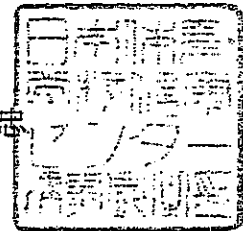
日体健安業第445号

平成15年6月20日

日本体育・学校健康センター各都道府県支部長 殿

日本体育・学校健康センター

理事長 雨宮



「災害共済給付の基準について」（昭和61年6月17日
付け日体健安業第340号）の一部改正について（通知）

児童生徒等の疾病でその原因である行為が学校の管理下においてなされたものの災害共済給付については、標記基準により取り扱ってきたところではありますが、近年、学校の管理下において、事件・事故やいじめ等により、精神的な疾患に罹患する児童生徒等が増加しているため、このたび、同通知の一部を下記のとおり改正しましたので、今後の給付審査事務に遺漏のないようお取り計らいください。

記

災害共済給付の基準について（昭和61年6月17日付け日体健安業第340号）の一部を次のように改正する。

- 1 災害共済給付の基準「負傷・疾病の範囲」の施行規則第5条第7号規定関係の「外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病のうち特にセンターが認めたもの」中、「外部衝撃に起因する疾病」の説明欄の「五」の（7）の次に次の（8）を加える。

（8） 身体的若しくは精神的な衝撃によって生じた心的外傷後ストレス障害などの疾患（注21-2）

- 2 災害共済給付の基準「負傷・疾病の範囲」の施行規則第5条第7号規定関係の「外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病のうち特にセンターが

認めたもの」中、「心身に対する負担の累積に起因する疾病」の説明欄の「四」の（３）の次に次の（４）を加える。

- （４）精神的な負担が継続的に加わったことにより発症したと認められる心因反応などの疾患（注３３－２）（注３３－３）

- ３ 災害共済給付の基準の（注）中、（注２１）の次に次の（注２１－２）を加える。

（注２１－２）

ここにいう「身体的若しくは精神的な衝撃によって生じた心的外傷後ストレス障害など」とは、実際に、又は危うく死ぬ又は重傷を負うような出来事を一度又は数度、若しくは自分又は他人の身体の保全に迫る危険を、その人が体験し、目撃し、又は直面するといったことに因る精神障害などをいう。

例えば、大規模事故災害、犯罪被害等による凄惨な事故現場に居合わせて、目撃するといったことに因るものが含まれる。

なお、自身が危険を体験し、目撃したものではないが、他の人が実際に、又は危うく死ぬ又は重傷を負うような出来事による混乱の場に自分が居て、異常な感情を共有した者が発症した精神障害などについても給付の対象とする。

- ４ 災害共済給付の基準の（注）中、（注３３）の次に次の（注３３－２）及び（注３３－３）を加える。

（注３３－２）

ここにいう「精神的な負担が継続的に加わった」とは、精神的な苦痛をもたらすような行為が継続的に行われた場合をいう。

例えば、いわゆる「いじめ」の類で、一定の者から特定の者に対し、集中的、継続的に苦痛を与える行為が行われた場合がこれに該当する。この場合、精神障害の発症には個人の素質の影響も強いことから、一般の児童生徒等が心因反応などの疾患に至る程度のものについて給付の対象とする。

なお、「いじめ」とは具体的には、「仲間はずれ」、「無視」、「悪口」、「ひやかし・からかい」、「持ち物隠し」、「殴る」、「蹴る」等をいう。

（注３３－３）

教師の正当な教育活動における指示・注意などは前記３３－２でいう「精神的な負担が継続的に加わった」には含まない。

- ５ この改正は、平成１３年４月１日以降に発生した災害に適用する。

参考：新旧対照表

規 定	内 容	改 正 後	改 正 前
施行規則 第五條第 七号	外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病のうち特にセンターが認めたもの 外部衝撃に起因する疾病 心身に対する負担の累積に起因する疾病	五 センターが認める疾病は次のようなものである。 (7) 精神的な衝撃によって発症した脳貧血その他自律神経失調による疾患 (8) 身体的若しくは精神的な衝撃によって生じた心的外傷後ストレス障害などの疾患（注21―2） 四 センターが認める疾病は、次のようなものである。 (4) 精神的な負担が継続的に加わったことにより発症したと認められる心因反応などの疾患（注33―2） （注33―3） （注21―2） ここにいう「身体的若しくは精神的な衝撃によって生じた心的外傷後ストレス障害など」とは、実際に、又は危うく死ぬ又は重傷を負うような出来事を一度又は数度、若しくは自分又は他人の身体の安全に迫る危険を、その人が体験し、目撃し、又は直面するといったことに因る精神障害などをいう。 例えば、大規模事故災害、犯罪被害等による凄惨な事故現場に居合わせて、目撃するといったことに因るものが含まれる。 なお、自身が危険を体験し、目撃したものではないが他の人が実際に、又は危うく死ぬ又は重傷を負うような出来事による混乱の場に自分が居て、異常な感情を共有した者が発症した精神障害などについても給付の対象とする。	五 センターが認める疾病は、次のようなものである。 (7) 精神的な衝撃によって発症した脳貧血その他自律神経失調による疾患 四 センターが認める疾病は、次のようなものである。

新 旧 対 照 表

規 定	
内 容	
改 正 後	(注 33-12) ここにいう「精神的な負担が継続的に加わった」とは、精神的な苦痛をもたらすような行為が継続的に行われた場合をいう。 例えば、いわゆる「いじめ」の類で、一定の者から特定の者に対し、集中的、継続的に苦痛を与える行為が行われた場合がこれに該当する。この場合、精神障害の発症には個人の素質の影響も強いことから、一般の児童生徒等が心因反応などの疾患に至る程度のものであるについて給付の対象とする。 なお、「いじめ」とは具体的に「仲間はずれ」、「無視」、「悪口」、「ひやかし・からかい」、「持ち物隠し」、「殴る」、「蹴る」等をいう。 (注 33-13) 教師の正当な教育活動における指示・注意などは前記 33-12 でいう「精神的な負担が継続的に加わった」には含まない。
改 正 前	

従前の「災害共済給付の基準」

負傷疾病の範囲より抜粋

規 程	内 容	説 明	備 考
日本体育・学 校健康セン ター法施行 規則第五条 第七号	外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病のうち特にセンターが認めたもの 外部衝撃に起因する疾病	一 「外部衝撃」とは、水（温度、圧力を含む）音、光その他の外部要因に因る身体的又は精神的な衝撃をいう（注 17） 二 災害発生状況、疾病名などから外部衝撃に起因することが明らかな疾病であると認めることが妥当であると解される場合は、本号該当と認める。 三 外部衝撃に起因することが明らかであるか否かについて疑義のある場合は診療担当医師の見解による。医師が明確な見解を述べない場合は、災害発生状況、症状の経過、検査結果などの資料により、外部衝撃に起因するものと認めることが妥当であると解される場合は、本号該当と認める（注 18）（注 19）（注 20） 四 外部衝撃に起因するものであっても負傷の場合は、負傷として扱う。（この場合の外部衝撃は事故である） 五 センターが認める疾病は次のようなものである (1) 転倒、衝突、強打などに因る脳震盪 (2) 電気溶接の際における光線に因る電気性眼炎 (3) スキー練習の際における紫外線に因る雪眼炎 (4) 感電に因る疾病（火傷の場合は負傷となる） (5) 号砲用ピストルなどの爆発音その他強圧力に因る耳の疾病 (6) 水中で転倒したり、冷水に触れたりしたこと、あるいは人や物に衝突したり、強打されたり、転落、転倒したことなどに起因する心臓系疾患、中枢神経系（脳及び脊髄）疾患、肺疾患その他の内臓疾患及び筋、腱、骨、関節などの疾患（注 21） (7) 精神的な衝撃によって発症した脳貧血その他自律神経失調による疾患	
	急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動に起因する疾病	一 「急激な運動」とは、急激な動作を伴う運動をいう。（注 22） 「相当の運動量を伴う運動」とは、相当の負荷が身体に加わる運動をいう。（注 23） 二 災害発生状況、災害発生以前に行っていた運動の状況、疾病の経過、疾病名などから急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動に起因することが明らかな疾病であると認めることが妥当であると解され	

	心身に対する負担の累積に 起因する疾病	る場合は、本号該当と認める。(注 24) 三 急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動に起因する疾病であるか否かについて疑義のある場合は、診療担当医師の見解による。 医師が明確な見解を述べない場合の取扱い「外部衝撃に起因する疾病」の取扱いに準ずる。(注 25) 四 センターが認める疾病は次のようなものである (1) 登山などの際におけるリュックサック麻痺 (2) 陸上運動、ボール運動など急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動に起因する心臓系疾患、中枢神経系(脳及び脊髄)疾患、肺疾患その他内臓疾患及び筋、腱、骨、関節などの疾患(注 26) (3) 陸上運動、ボール運動など急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動を持続的あるいは断続的に行うことにより身体に相当の負荷が加わって発症したものであると認められる筋、腱、骨、関節などの疾患(注 27) 一 「心身に対する負担の累積」とは、精神的又は身体的な負担が積み重なる状態をいう。(注 28) なお、「身体的な負担」が「相当の運動量を伴う運動」である場合は、前項が適用されることとなる。 二 災害発生状況、災害発生前における学業への参加の状況、疾病名、疾病の経過などから心身に対する負担の累積に起因することが明らかな疾病であると認めることが妥当であると解される場合は、本号該当と認める。(注 29) 三 心身に対する負担の累積に起因する疾病であるか否かについて疑義のある場合は、診療担当医師の見解による。 医師が明確な所見を述べない場合の取扱いは、「外部衝撃に起因する疾病」の取扱いに準ずる。(注 30) 四 センターが認める疾病は、次のようなものである。 (1) 儀式等において、長時間起立しあるいは暑熱の中にあつたため、発生したものと認められる脳貧血あるいは起立性調節機能障害(注 31) (2) 乗船実習、登山等の場合における過労(注 32) (3) 遠足・修学旅行・スキー・スケート教室などの野外での活動中などにおいて身体に負担がかかったことにより発症したと認められる風邪や風邪の増悪などの呼吸器系疾患、心臓系疾患(心不全など)中枢神経系疾患(脳内出血など)その他の既往症(てんかん・ぜんそく発作・腰痛などの慢性的疾患)及び急性蕁麻疹、腹痛、急性胃炎など(注 33)	
--	--------------------------------	--	--